

各位

契約の保証および前払金保証の電子化について（お知らせ）

これまで、長崎県が発注する建設工事及び建設関連業務委託の契約に際して、契約保証等の保証証書の提出を書面に限定していましたが、この度、行政事務のDX推進及び受注者の事務負担軽減を目的として、令和7年1月1日から、下記により電子保証による取扱いを開始します。

電子保証の運用開始後も、これまでどおり紙による保証証書の提出も可能です。

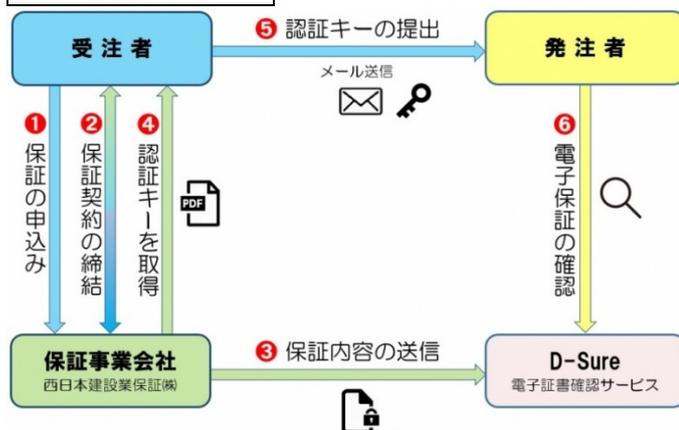
対象となる保証証書等

	保証契約の相手方	該当する契約
1	公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という） 西日本建設業保証(株)を指す	契約書第4条に定める契約の保証 契約書第35条に定める前払金保証 契約書第38条に定める中間前払金保証

対象となる契約

令和7年1月1日以降に長崎県と契約する工事および建設関連業務委託

提出方法のイメージ



保証の申し込み等については保証事業会社へお尋ねください。

提出先メールアドレス

長崎振興局	nagasaki-co@pref.nagasaki.lg.jp	五島振興局	goto-co@pref.nagasaki.lg.jp
長崎振興局港湾 漁港事務所	nagasaki-po-co@pref.nagasaki.lg.jp	五島振興局 上五島支所	s12510@pref.nagasaki.lg.jp
県央振興局	kenou-co@pref.nagasaki.lg.jp	対馬振興局	tsushima-co@pref.nagasaki.lg.jp
県北振興局	kenhoku-co@pref.nagasaki.lg.jp	壱岐振興局	iki-co@pref.nagasaki.lg.jp
島原振興局	shimabara-co@pref.nagasaki.lg.jp		

その他の提出先は各発注者にお問い合わせください。

この文書に関するお問い合わせ
長崎県土木部建設企画課公共工事契約指導班
TEL 095-894-3027